

検討の進め方について

全体の進め方（案）

令和3年7月30日

令和3年8月～

令和4年春頃

検討会 第1回会合

- ワーキング
チームの設置
- ヒアリング
の進め方

ワーキングチーム会合

- 承諾の実質化等について、
月1回程度の頻度で、計5～6回
程度を目途にヒアリングを実施

ヒアリング内容の取りまとめ

検討会 第2回会合 第3回会合

- ワーキング
チーム報告
- 検討会
取りまとめ

検討会後

- 令和4年春～
- ・政省令策定
 - ・意見公募手続

- 令和4年夏～
- ・政省令
成案公表
 - ・周知・広報
 - ・事業者による
施行準備

令和5年春～夏
法律施行
(書面部分)

※ヒアリングや議論の状況により変更の可能性がある。

ワーキングチームについて（案）

- 検討会の下に、検討会の一部委員で構成される少人数のワーキングチーム（WT）を設ける。
- 消費者団体、事業者団体、デジタルの専門家等から幅広くヒアリングを行い、論点を整理して検討会に報告することを任務とする。
- 構成員は、鹿野委員（主査）、池本委員、高芝委員。
* 消費者庁審議官も出席

ヒアリング事項

- 真意に基づく承諾を確保する方法（承諾の実質化）
 - 電磁的方法による提供の方法（高齢者等対策を含む。）
- 等

ヒアリング対象

- 消費者団体
 - 弁護士・弁護士団体
 - 事業者団体
 - デジタル技術の専門家
- * 検討会委員となっている団体等は原則対象。
* 参考となる他の制度の関係者も含み得る。
* なお、詳細はWTにおいて決定。

開催方法

- 原則公開・オンライン開催
- おおむね1月に1回程度
- 5～6回程度目途